

施工監理業務特記仕様書

第1章 総則

1-1 一般事項

1. 適用範囲

本仕様書は、鳴門市企業局水道事業課（以下「甲」という。）が委託する現場施工監理業務（以下「業務」という。）に適用する。なお、これらに定めのないものについては、「発注者支援業務共通仕様書・令和3年度（四国地方整備局 技術管理課）」に基づき実施しなければならない。

2. 業務の対象

- （1）受託者（以下「乙」という。）は、甲が契約した工事の契約書、設計図書等に基づき、工事請負人が契約内容を適正に履行するように、業務を行うものとする。
- （2）主たる業務の対象となる工事の概要は、次のとおりである。
 - イ）工事箇所：鳴門市全域
 - ロ）工事概要：水道管路布設替工事
- （3）主とする業務場所
鳴門市企業局水道会館とする。
- （4）履行期間
令和5年 6月 1日から令和6年 3月28日まで

3. 準拠する規定

乙は、次に掲げる徳島県の諸規定に準拠して、業務を実施するものとする。

- （1）徳島県土木工事請負施行監督要綱
- （2）徳島県土木工事共通仕様書
- （3）徳島県土木工事施工管理基準
- （4）徳島県工事検査規程
- （5）その他、事務処理及び設計施工に関する規定等

4. 疑義の解釈

この仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合の解釈については、発注者と協議を行い、その指示を受けなければならない。

5. 担当技術者

- （1）受注者は、業務における担当技術者を定め、発注者に届け出るものとする。

(2) 担当技術者は、次に掲げる業務内容のうち、監督員が指示した業務を実施するものとする。

イ) 施工計画の検討

ロ) 品質管理の点検

ハ) 工事施工の立会

二) 図面、出来形図、数量計算書の審査、設計業務、整理、報告

ホ) 工事検査のための測定及び立会

ヘ) 現場作業

ト) その他指示する事項

(3) 担当技術者は、実施させる業務における施工監理全般について把握を行うこと。

(4) 担当技術者とは、監督員の補助を行うことを業務として乙が配置したものであり、担当技術者は監督員の権限を行使する者ではないこと。

(5) 担当技術者は、施工上の問題等が生じた場合は、対応策の提案等を行うものとする。

(6) 担当技術者は、次に示す要件のいずれかを満たすものを2名配置すること。

ただし、担当技術者は、管理技術者を兼ねることができない。

① 一級土木施工管理技士

② 二級土木施工管理技士

6. 業務時間等

(1) 午前8時30分から午後5時15分までとする。

ただし、時間外であっても特に必要な場合は業務を実施するものとする。

(2) 業務の休日

イ) 日曜日及び土曜日

ロ) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ただし、休日であっても、特に必要な場合は業務を実施するものとする。

7. 業務に必要な自動車

業務に必要な自動車1台は、乙の負担とする。また、事故のあった場合は、乙の責任で処理をするものとする。

8. 業務に必要な資料の取扱い

甲は、担当技術者が業務遂行上必要となる図書、測量試験器具については、必要の都度貸与するものとする。

9. 業務実施報告書

乙は、別に定める様式により、次に掲げる事項を記入した業務実施報告書を作成し、監督員に月毎にとりまとめて提出しなければならない。

- (1) 実施した業務の内容
- (2) その他必要事項

10. 知り得た情報の保持

乙は、鳴門市業務を遂行中に知り得た情報を他に漏らしてはならない。また鳴門市個人情報保護条例を遵守するものとする。

尚、業務完了後も同様とする。

11. その他

- (1) 業務の遂行にあたり、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議により、定めるものとする。
- (2) 業務に必要なパソコン関連機器は、乙が用意すること。なお、担当技術者は甲が指定するCADソフトが使用できるものであること。